

【都システム】における個人情報の取扱い

「【都システム】上で患者情報を取り扱う」ことは「都が個人情報を収集する」ことにあたり、患者からの同意が必要

東京都個人情報の保護に関する条例  
 第四条 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。  
 一 本人の同意があるとき。

※ 多職種連携タイムライン（仮称）  
 =【都システム】とする

※ MCSやカナミック等の多職種連携システム  
 =【地域システム】とする

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 【地域システム】上で患者の部屋を作成する医療介護関係者が行うこと | 患者への同意取得   |
|                                  | 《【都システム】に参画する際に、既に【地域システム】で情報共有している患者に対して》<br>患者から【都システム】で患者情報を取り扱う旨の同意を取得する（口頭又は書面）<br><br>《新たに【地域システム】で情報共有を開始する患者に対して》<br>【地域システム】で患者情報を取り扱う旨の同意を取得する際、<br>【都システム】で患者情報を取り扱う旨の同意も取得する<br>（同意書等への【都システム】における利用の文言の追記等） |
|                                  | 地域システムへの登録   |
|                                  | 患者が同意した旨を【地域システム】上に登録する<br>（チェックボックスにチェックする）   |

《地域システムのベンダーへ依頼すること》

- 都内の医療・介護関係者の【地域システム】上の各患者の部屋に、【都システム】で患者情報を取り扱うことに関する同意の旨のチェックボックスを追加する
- 【都システム】での患者情報の取扱いに同意した（チェックボックスにチェックが付いている）患者の情報のみ【都システム】に反映する仕組みを構築する

同意した患者の情報のみ【都システム】に表示される

※ 都は、医療介護関係者による患者への同意の取り方の参考例を作成し、提示する